

広島県訓令第九号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第六（第十一条関係）	別表第六（第十一条関係）	別表第六（第十一条関係）	別表第六（第十一条関係）
専決者 (略)	専決事項 (略)	専決者 (略)	専決事項 (略)
西部保健 所長及び 東部保健 所長	一九の三 (略)	西部保健 所長及び 東部保健 所長	一九の三 (略) 十 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に基づく知事の権限のうち次に掲げるもの(ロ)を除き、大麻研究者に係るものに限る。) (一) 第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許 (二) 第七条第一項の規定による大麻取扱者名簿への登録及び免許証の交付 (三) 第十条第一項の規定による免許の取消申請の受付 (四) 第十条第二項の規定による死亡又は解散の届出の受付 (五) 第十条第三項の規定による大麻取扱者名簿の登録の抹消 (六) 第十条第四項及び第七項の規定による返納された免許証の受領 (七) 第十条第五項の規定による登録事項の変更届の受付 (八) 第十条第六項の規定による免許証の再交付 (九) 第十七条の規定による報告の交付 (十) 第十八条の規定による免許の取消 (十一) 第二十一条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び収去(麻薬取締員に行わせる場合を除く。) 十一―十五 (略) 十六 第一号(一)、第二号(三)及び(ハ)、第五号(三)、(ロ)及び(イ)、第八号(一)、(三)、(四)、(七)、(九)及び(十)、第九号(ロ)から(ラ)まで並びに第十号(四)及び(七)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の
十五 第一号(一)、第二号(三)及び(ハ)、第五号(三)、(ロ)及び(イ)、第八号(一)、(三)、(四)、(七)、(九)及び(十)、第九号(ロ)から(ラ)まで並びに第十号(四)及び(七)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の	十四 (略)	十六 第一号(一)、第二号(三)及び(ハ)、第五号(三)、(ロ)及び(イ)、第八号(一)、(三)、(四)、(七)、(九)及び(十)、第九号(ロ)から(ラ)まで並びに第十号(四)及び(七)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の	十一―十五 (略)

(略)	規定による聴聞又は弁明の機会の付与
(略)	条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

附 則

この訓令は、令和六年十二月十二日から施行する。